



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 1

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 1
- ワクチン接種等戦略課設置規程（行政管理課） 2

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第54号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第249条の表産業振興統括監の項中「事務」の次に「並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る協力金の支給等に関する事務」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第19号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

感 染 症 対 策 課	保感
-------------	----

 を

「

感 染 症 対 策 課	保感
ワ ク チ ン 接 種 等 戦 略 課	保ワ

 に、

「

労 働 政 策 課	商 労
-----------	-----

 を

	労働政策課	商労
	感染防止経営支援課	商感

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年5月14日から施行する。

沖縄県訓令第20号

知 事 部 局

ワクチン接種等戦略課設置規程を次のように定める。

令和3年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

ワクチン接種等戦略課設置規程

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）その他の感染症対策に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第9条の規定に基づき、保健医療部にワクチン接種等戦略課（以下「課」という。）を置く。

2 課に総務班、対策支援班及び予防班を置く。

(所掌事務)

第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症及び結核に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) ワクチン接種体制の構築支援に関すること。
- (4) 寄生虫及び原虫病その他疾病予防に関すること。
- (5) 風土病に関すること。
- (6) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第156条に基づく政令に規定する結核患者医療費の特別公費負担の事務に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、感染症対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(職制及び職務)

第3条 課には、課長その他の職を置き、その職務については、沖縄県行政組織規則第249条の規定を準用する。

(専決及び代理決裁)

第4条 課長は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）第8条の規定の例により専決することができる。

2 班長は、沖縄県事務決裁規程第9条第1項の規定の例により専決することができる。

3 課長が専決することができる事項のうち、沖縄県事務決裁規程第13条第1項の規定の例により課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した班長が代理決裁をすることができる。

附 則

この訓令は、令和3年5月14日から施行する。

<p>発 行 所</p> <p>沖 縄 県 総 務 部</p> <p>総務私学課</p> <p>電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室）</p> <p>〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
-----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------